相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市見沼区大字山一九一番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田中　政子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十六日

埼玉県さいたま市大宮区仲町二―二四―二　金杉仲町ビル五階　吉澤総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　布施　俊輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市大矢部二丁目一三番、最後の住所神奈川県横須賀市大矢部二丁目一三番五号ハイフォーレストB一〇二　被相続人　亡　山下　吾朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十六日

東京都千代田区丸の内二―四―一丸ビル一〇階岩田合同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　若林　茂雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区荒川三丁目七三番、最後の住所東京都荒川区荒川三丁目七三番一二号　被相続人　亡　栗原　功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十六日

東京都新宿区新宿二丁目一番三号サニーシティ新宿御苑四〇一NFT―ANNEX法律事務所　相続財産管理人　弁護士　齊藤悠紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県大分市大字津守一〇七八番地一、最後の住所神奈川県大和市下鶴間一七八六番地四セザール中央林間南四〇三　被相続人　亡　衞藤　全

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十六日

横浜市中区常磐町一―一宮下ビル二階　相続財産管理人　弁護士　輿石　英雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県白山市笠間町七〇四番地、最後の住所石川県白山市笠間町五七七番地一　被相続人　亡　村中　建造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十六日

事務所石川県金沢市松島二丁目六番地　相続財産管理人　西尾　佳織

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市森本五丁目一〇番地五、最後の住所愛知県一宮市森本五丁目一〇番五号　被相続人　亡　関　義一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十六日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目一九番一二号久屋パークサイドビル九〇三号ソレイユ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　伊藤　雅宣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市起字本陣山一一七五番地八、最後の住所愛知県一宮市起字西生出六二番地二　被相続人　亡　山中峯太朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十六日

名古屋市中区丸の内二丁目一〇番一九号市川ビル三階　相続財産管理人　森　美穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県志摩市磯部町渡鹿野四九三番地一、最後の住所大阪府大阪市港区港晴四丁目七番一一号　被相続人　亡　阿部　樫夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十六日

大阪市北区中津一丁目一五番一五号中津第二リッチビル三階　相続財産管理人　弁護士　中山　正隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市昭和区桜山町五丁目九五番地の一、最後の住所名古屋市瑞穂区十六町一丁目三〇番地エクセル山田二〇二号　被相続人　亡　是枝　成美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十六日

大阪市阿倍野区帝塚山一丁目二三番一四―二〇九号　相続財産管理人　司法書士　小田　博

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成25年6月26日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社NS設計　②東京都知事(2)83567　③取締役　長沢清次　④東京都目黒区上目黒1―18―8　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都目黒区上目黒一丁目18番8号　有限会社NS設計　清算人　長沢智子

①平和実業株式会社　②山梨県知事(8)第1123号　③代表取締役　渡邊武一　④山梨県富士吉田市下吉田一丁目11番18号　⑤利付国債（5年）1000万円　⑥山梨県知事　⑦山梨県富士吉田市下吉田一丁目11番18号　平和実業株式会社　代表取締役　渡邊武一

①有限会社中本不動産　②広島県知事38445　③代表取締役　中本行宏　④広島県広島市中区田中町4番1号　⑤1000万円　⑥広島県知事　⑦広島県広島市中区田中町4番1号　有限会社中本不動産　代表取締役　中本行宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市甲子園二番町八六番地、最後の住所兵庫県西宮市甲子園二番町一番一二号　被相続人　亡　伊藤　正夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十六日

兵庫県尼崎市潮江一丁目八―一コーポ潮江一一一号太田川口法律事務所　相続財産管理人　弁護士　川口　丹子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市港区築港二丁目八番地、最後の住所奈良県橿原市中曽司町三〇一番地の九　被相続人　亡　石中　孝治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十六日

奈良県香芝市瓦口二三一五番地壱番館二階　相続財産管理人　弁護士　郷原　章裕